

横浜市高齢者保養研修施設要綱

制 定 平成8年6月28日福高福第113号（局長決裁）

最近改正 平成18年3月28日福高福第10634号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市高齢者保養研修施設条例（平成8年3月横浜市条例第11号。以下「条例」という。）及び横浜市高齢者保養研修施設条例施行規則（平成8年7月横浜市規則第64号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日以外の休館日等）

第2条 規則第2条第2項の規定により、市長が特に必要があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ（以下「保養研修施設」という。）の管理運営上やむを得ない場合
- (2) 非常災害が発生した場合
- (3) その他前各号に準ずる場合

（開館時間の変更）

第3条 規則第3条第2項の規定により、市長が特に必要があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 保養研修施設の管理運営上やむを得ない場合
- (2) 非常災害が発生した場合
- (3) その他前各号に準ずる場合

（利用券の発行時間の変更等）

第4条 規則第6条第1項に定める利用券の様式は指定管理者が別途定める。

2 規則第6条第3項の規定により、市長が特に必要があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 保養研修施設の管理運営上やむを得ない場合
- (2) 非常災害が発生した場合
- (3) その他前2号に準ずる場合

（利用者の遵守義務）

第5条 保養研修施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外のために保養研修施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく壁、柱、扉等にポスター、看板、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ若しくは張り付け、文字等を書き又はくぎ等を打たないこと。
- (3) 許可なく危険物、不潔な物品又は盲導犬以外の動物を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく火気を使用し、又は設備を設置しないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 許可なく寄附金の募集、物品の販売、営利行為等を行わないこと。
- (7) 騒音、大声等を出し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 関係職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第6条 条例第11条第2号の規定による保養研修施設の管理上支障があるときは、次のとおりとする。

- (1) 伝染性の疾患にかかっていると認められるとき。
- (2) 公衆衛生を乱すおそれがあるとき。
- (3) 泥酔していると認められるとき。
- (4) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (5) 前条各号に規定する利用者の遵守事項を守らないとき。
- (6) 未就学児で、中学生以上の者の同伴又は引率のない者。
- (7) その他前各号に準ずるとき。

(損傷等の届出)

第7条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を職員に届け出て、必要な指示を受けなければならない。

(損害等の賠償)

第8条 利用者は、自己の責めに帰す理由により施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、保養研修施設の管理運営に関し必要な事項については、保養研修施設の指定管理者が健康福祉局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年7月10日から施行する。

(条例第8条第2項による別表に関する経過措置)

- 2 大浴場の利用料金の単位である1回については、当分の間次の取り扱いを行うものとする。
 - (1) 大浴場と大広間や軽食喫茶室等との行き来を含めて1回とみなすことができるものとする。
 - (2) 大浴場利用券の所持者で大浴場への再入場を希望する者は、大浴場受付でその旨申し出るものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月31日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。